

## 平成20年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成20年12月16日(木)午前10時~午前10時50分
- 2 開催場所 豊山町役場 2階 会議室1
- 3 出席者 安藤丁士委員、池山武志委員、小坂芳則委員、柴田恵子委員、高桑峯夫委員(以上学識経験者)、青山克己委員、戸田久晶委員、熊沢直紀委員、尾野康雄委員(以上町会議員)、大内博男委員(愛知県尾張建設事務所長)、河野勝信委員(西枇杷島警察署長)  
(欠席)後藤政則委員(愛知県尾張県民事務所長)  
(豊山町)鈴木町長、堀江部長、河瀬課長、長谷川補佐、飯塚係長、石黒主査、高桑主査、早川主査
- 4 議 題 (1)議案第1号 名古屋市都市計画下水道の変更に係る意見について  
(2)その他
- 5 会議資料 (1)議案書  
(2)豊山町都市計画審議会委員名簿(参考資料 1)  
(3)豊山町都市計画審議会経過及び審議概要(参考資料 2)  
(4)下水道事業について(参考資料 3)  
(5)都市計画道路事業について(参考資料 4)  
(6)豊山町都市計画マスタープラン一部改訂項目の概要  
(参考資料 5)  
(7)豊山町都市計画マスタープランの見直しについて(参考資料 6)

### 6 議事内容

#### (開 会)

司 会： ただ今より、平成20年度第1回豊山町都市計画審議会を開催します。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについてご説明します。

審議会等の透明性及び公開性の向上を図るために、会議の開催に際しては「議事録の作成に関する指針」に基づき議事録を作成し、町のホームページで公開することとしています。

まず、会議録の作成は、「全文筆記」とするか「要点筆記」とするかについて、ホームページへの掲載にあたり、審議会の委員名は当然公表しますが、会議録を公表には、発言者名を「公表」とするか「非公表」とするかについて当審議会で決定していただきます。「非公表」とした場合は、発言した委員名は匿名とします。なお、どちらの場合でも、会長の署名が必要となります。

司 会： 町長から一言ご挨拶申し上げます。

(町長あいさつ)

町 長： 本日は、皆様大変お忙しいところ当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題は、名古屋都市計画下水道の変更に係る意見について審議会に諮問させていただいております。

その他事項としまして、下水道事業の進捗状況と今後の予定、都市計画道路の整備状況、都市計画マスタープランの見直しについてご報告させていただきます。

司 会： ありがとうございます。ここで、当審議会委員の一部に異動があり、また平成20年度第1回目の都市計画審議会でございますので、全員のご紹介をさせていただきます。

(参考資料 1「豊山町都市計画審議会委員名簿」により紹介)

(資料の確認)

司 会： 会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。

(定数の確認)

司 会： 本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の出席がありますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

続いて、豊山町都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、学識経験者の委員の皆様の中から会長の選出をお願いいたします。

委 員： 過去の職歴、また色々な役職を務めておられ、ご経験豊かな「池山武志」さんをお願いしたいと思います。

委 員： (賛 成)

司 会： 池山委員さん会長席をお願いします。

(会長が会長席に着席)

司 会： 当審議会の議長は会長に務めていただくことになっておりますので、議事進行をよろしくをお願いします。

豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、会長には会長代理のご指名をしていただくことになっておりますのでよろしくをお願いします。

(会長あいさつ)

会 長： ただいま皆様方よりご推挙いただきまして、豊山町都市計画審議会の会長に就任いたしました「池山」でございます。

このような重要な審議機関の会長に推挙していただきまして誠にありがとうございます。

今後会長として豊山町の都市計画行政の健全な発展のため努力してまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力の程よろしくをお願いします。

(会長代理指名)

会 長： 議長を務めさせていただきますのでご協力をよろしくをお願いします。

「会長代理について」豊山町都市計画審議会条例第5条第3項の規定に基づき、私より会長代理を指名させていただきます。

会長代理には、「高桑峯夫」さんをご指名いたします。

委員：（賛成）

会長：「高桑」さんに会長代理が決まりました。

（会長代理あいさつ）

会長代理：ただいま会長より会長代理にご指名いただきました「高桑」でございます。会長と協力して豊山町都市計画審議会が円滑に運営できるよう務めてまいります。委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

（「議事録の作成に関する指針」の確認）

会長：冒頭に事務局より説明がございました、「議事録の作成に関する指針」についての取り扱いをお諮りします。他の審議会では「要点筆記」となっておりますので、当審議会も「要点筆記」としてよろしいか。

委員：（「要点筆記」で問題ない）

会長：ご異議もないようですので「要点筆記」といたします。

ホームページへの会議録の掲載にあたりまして、審議会の委員名は公表となっておりますが、発言者名を「公表」とするのか「非公表」とするのかにつきましてお諮りいたします。

委員：（「非公表」でいいのではとの発言あり）

会長：ご異議もないようですので「非公表」といたします

（議事）

会長：ありがとうございました。それでは、さっそく議事に入ります。

（参考資料 2：審議経過と審議概要について事務局説明）

事務局：豊山町都市計画審議会経過及び審議概要についてご説明申し上げます。

豊山町都市計画審議会は、昭和48年に豊山町都市計画審議会条例を制定し、同年に第1回目の都市計画審議会を開催し、これまでに37回開催しています。

審議内容は、線引き見直し、（これは市街化区域と市街化調整区域の見直し）を始め、用途地域の変更、都市計画道路、都市計画公園、都市計画下水道、地区計画等であります。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

（質疑なし）

（議案第1号）

会長：それでは審議に入ります。

議案第1号「名古屋都市計画下水道の変更に係る意見について」事務局より説明をお願いします。

（議案第1号について事務局説明）

事務局：議案第1号「名古屋都市計画下水道の変更に係る意見について」ご説明します。

名古屋都市計画下水道の変更に對し、都市計画法第21条第2項の規定にお

いて準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画の決定権者である愛知県より本町の意見を求められておりますので、ご審議をお願いするものです。

これまでの経過を説明します。

流域関連市町の健全な発展と生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与することを目的として、新川東部流域下水道は平成12年11月に、新川西部流域下水道は平成18年2月に都市計画決定を行いました。

新川東部流域下水道は平成20年3月に一部供用開始し、新川西部流域下水道も早期供用を目指し施設建設が進められています。

都市計画変更の必要性を説明します。

今回の変更は、都市計画下水道を広域的見地から効率的に運用できるよう、新川東部流域下水道と新川西部流域下水道を1つの流域下水道（1流域下水道2処理区）として位置付けるものです。

このことにより、都市計画上の処理区域の境界がなくなり、より経済的に整備することが可能になります。

次に都市計画変更事項を説明します。

議案書の3ページをご覧ください。

下水道の名称を「新川流域下水道」に改めます。

排水区域は、「名古屋都市計画清須公共下水道」「名古屋都市計画北名古屋公共下水道」「名古屋都市計画豊山公共下水道」「名古屋都市計画春日公共下水道」の4つとします。

下水管渠は、西春中央幹線の一部区間、西春北部幹線、師勝中央幹線、師勝東部幹線、豊山中央幹線の全区間を都市計画の主要な施設から削除します。

新川西部放流幹線のルートを、より経済的に放流できるルートに変更します。新川東部放流幹線及び新川西部中央幹線については変更ありません。

その他の施設は、「新川東部浄化センター」及び「新川西部浄化センター」とします。

議案書の4ページは都市計画変更の理由です。

（理由については議案資料を読み上げることで説明）

議案書の5ページは総括図で今回変更する主要な施設を示したものです。

議案書の6ページは主要な施設の変更を表示する図面となります。

議案書の3ページは下水管渠の新旧対象図です。

11月11日から11月25日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出もありませんでした。

今後のスケジュールは、本日の町都市計画審議会にお諮りし答申をいただきましたら、愛知県に対し意見照会の回答をさせていただきます。

その後、愛知県が平成21年2月の県都市計画審議会に諮り、3月には告示できるよう進めるとのことです。

以上で、「名古屋都市計画下水道の変更に係る意見について」の説明とさせていただきます。

会長：説明が終わりましたが、何かご質問ご意見はありますか。

委員：今のご説明によりますと、2つの流域が1つの流域に合併することによって、メリットとしては経済的に安くなるというご説明でしたが、どの程度の負担減となるのか教えていただきたい。

事務局：概算でございますけれども、現段階では数千万となると聞いております。

会長：他にございませんか。質問もないようですので、ここでお諮りいたします。議案第1号「名古屋都市計画下水道の変更に係る意見について」ご異議がないものとして認めまして、答申してよろしいか。

委員：（異議なし）

会長：議案第1号「名古屋都市計画下水道の変更に係る意見について」ご異議がないものとして認めまして、答申いたします。

（その他）

会長：続きまして、次第の5 その他に入ります。  
事務局より説明をお願いします。

（参考資料 3「下水道事業」の説明）

事務局：本町の下水道事業は、愛知県が進めている新川東部流域下水道計画の中に位置づけられ、隣接する北名古屋市と流域関連公共下水道事業として実施しています。

豊山町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域である390haとしております。

下水道の整備は、平成14年度より進めており、平成19年度末には黄色着色の区域約90haの供用開始をしました。

緑色の着色区域は平成20年度末に供用開始する予定です。

赤色の区域は、平成23年度末を整備目標としています。

（参考資料 4「都市計画道路事業」の説明）

事務局：事業が進められていますのは、県道名古屋豊山稲沢線（都市計画道路名：豊山水分橋線）となっています。

取得状況につきましては、約80%。名古屋市境から豊山中学校の北までは、既に整備が完了しています。

（参考資料 5「豊山町都市計画マスタープラン一部改訂項目の概要」の説明）

事務局：現在の豊山町都市計画マスタープランを平成22年に予定されております線引き見直しの本町の要望に合わせて、平成21年3月を目途に関係する部分の見直しを行うものです。

背景としては、「名古屋空港の位置づけの変化に対応した、都市構造の見直し」と「改正まちづくり三法の考え方を反映した、都市構造の見直し」です。

旧空港用地及び空港地域、その周辺地域を町の産業拠点、賑わいの拠点として明確に位置づけるための見直しです。

この見直しにより当該地域の市街化区域への編入をめざしていくこととしております。

(参考資料 6「豊山町都市計画マスタープランの見直しについて」の説明)

事務局：現在の豊山町都市計画マスタープランの計画期間は平成22年までとなっております。したがって平成22年以降の向こう10年間の計画期間とした新しい都市計画マスタープランの策定が必要となっておりますので、平成22年3月を目途に全面的な見直しを行うものです。

続いて「豊山町都市計画マスタープランの策定体制」を説明します。

従来計画の策定に加え、策定委員会、ワークショップ、官学連携の3つの要素を組み合わせ、できる限り地域の皆様の生活感覚に近い計画策定をめざしています。

会長：説明が終わりました。ご質問はありますか。

委員：空港及びその周辺地域の再開発ということは熱心のように、空港までの道路は脆弱ではないか。具体的には、10月開業した大規模商業施設への道路渋滞は相当問題があると考えられるが、今後どのような道路環境とするのかお聞きしたい。

大型商業施設の開業以降、豊山町内での交通トラブルの有無、死亡事故の有無について聞きたい。また、国道41号線、大山川堤防道路、春日井稲沢線の混雑状況の把握はされているのかについてもお聞きしたい。

今後、道路をどのように考えていくのか一番の重要なポイントと考えるが。

事務局：道路につきましては、平成20～21年度の2年間をかけて、策定委員会やワークショップを開催し、都市計画マスタープランの中で道路についても検討をしていくこととなります。

大規模商業施設のトラブルについては、周辺道路の渋滞は確認しております。交通死亡事故については、承知しておりません。車同士の接触事故は聞いております。

渋滞対策は、事業者が国有地を借用し、臨時駐車場とすることで、渋滞対策をしております。現在は、土日以外の渋滞は無い状況となっております。ただし、土曜、日曜日の午後2時から5時が非常に混雑した状況となっておりますので、ユニーの南側の緊急用出入口を出口専用として、渋滞時に開放して、春日井方

面への渋滞緩和策として考えております。

事務局： 開店以後の交通事故についてですが、直接、この大型店の開店に伴うものではないと考えますが、10月27日の早朝に、車とオートバイの事故による死亡事故がございました。

委員： 旧国際線ターミナルの再開発による大型店の誘致段階より、アクセス道路の問題は重要であると指摘してきたが、町の説明では、左折帯を設けるから十分に捌けるでありました。

国・県が、国策事業として空港を常滑へ持っていった。それに対して国・県は、豊山町に対してどのように手を貸してくれましたか。その点お聞きしたいと思います。

町長： 先般、議会議長、副議長ともども県当局に早期促進をお願いしました。

国道41号の機能を果たすためには県道名古屋豊山稲沢線が重要であると考えています。県当局からも前向きなご回答を得ております。

委員： 今日、県の建設部から出席しており、私どもへのご質問に対して、一言コメントさせていただきます。

県としては、空港が移転した現在でも空港へのアクセスに非常に力を入れています。重点的に投資する考え方を持っております。町からも陳情をいただいております。用地ももう少しで取得できるということでもありますので、来年度早々から、一部工事にかかろうと検討しているところです。

それからユニーのアクセスについて、皆さんいろいろと議論されたと思うのですが、いざ開店してみると予想と実態は違い、若干渋滞が発生しご迷惑をおかけしています。この施設に対応した、幹線道路を築造することが一番良いのですが、非常に時間のかかる話となります。したがって、即効的な渋滞対策としては、案内看板とか、歩道橋に幕をかけるとか、ソフト対策を一生懸命やることで相当緩和が期待できるとのことでもありますので、道路管理者である県として協力させていただきます。こんなところで、ご理解いただきたいと思っております。

会長： ありがとうございます。地域の活性化と道路問題はなかなか調和が難しい問題であり、予想できないことが多いと思います。豊山町の住民の安全、安心という観点からも、町、県、警察が一体となって、都市計画を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会長： 質問もないようですが、この機会に委員の皆様何かございますか。

委員： (ございません)

会長： 事務局から何かありますか。

事務局： ございません。

会長： 長時間にわたりご熱心に討議いただきありがとうございます。本日の議題は滞りなく終了しました。今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

司会： 会長、会長代理、ありがとうございます。最後に町長より一言ご挨拶を申し上げます。

(町長終わりのあいさつ)

町 長： 本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。  
本日ご審議、報告させていただいた事業につきまして、精力的に進めて参ります。今後とも審議会の運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

司 会： これをもちまして会議を終了させていただきます。委員の皆様、本日は大変お疲れ様でした。

上記のとおり平成20年度第1回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者1人が署名する。

平成20年12月25日

会 長 池 山 武 志

署名人 高 桑 峯 夫